

## 市民意見公募手続の実施事案について

所管課名	保健福祉部 障がい福祉課
------	--------------

事案番号	12024
実施事案名	松山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正（案）
政策等を策定する趣旨、目的及び背景	<p>障害福祉サービスの事業等の基準については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）」に基づき、各自治体が条例で定めることとされています。</p> <p>この度、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に伴い、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）」等が一部改正されます（令和3年4月1日施行予定）。</p> <p>この改正に伴い、厚生労働省令の改正内容に沿って、改正するものです。</p>
策定根拠となる法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第30条第1項2号イ、第36条第3項第1号（法第37条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。）、第41条の2第1項第1号及び第2号並びに第43条第1項及び第2項
政策等の案の関係資料	松山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正（案）の概要

## ★意見提出期間が30日未満となった理由

--

実施結果の公表予定日	令和3年2月12日（金）
------------	--------------

## 市民意見公募手続の実施事案について

所管課名	保健福祉部 障がい福祉課
------	--------------

事案番号	12025
実施事案名	松山市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正(案)
政策等を策定する趣旨、目的及び背景	<p>障害福祉サービスの事業等の基準については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）」に基づき、各自治体が条例で定めるとされています。</p> <p>この度、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に伴い、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）」等が一部改正されます（令和3年4月1日施行予定）。</p> <p>この改正に伴い、厚生労働省令の改正内容に沿って、改正するものです。</p>
策定根拠となる法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号） 第38条第3項（法第39条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。）において準用する法第36条第3項第1号並びに法第44条第1項及び第2項
政策等の案の関係資料	松山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正（案）の概要

## ★意見提出期間が30日未満となった理由

--

実施結果の公表予定日	令和3年2月12日（金）
------------	--------------

## 市民意見公募手続の実施事案について

所管課名	保健福祉部 障がい福祉課	
事案番号	12026	
実施事案名	松山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（案）	
政策等を策定する趣旨、目的及び背景	<p>障害福祉サービスの事業等の基準については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）」に基づき、各自治体が条例で定めるとされています。</p> <p>この度、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に伴い、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）」等が一部改正されます（令和3年4月1日施行予定）。</p> <p>この改正に伴い、厚生労働省令の改正内容に沿って、改正するものです。</p>	
策定根拠となる法令等	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）</p> <p>第80条第1項</p>	
政策等の案の関係資料	<p>松山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正（案）の概要</p>	
★意見提出期間が30日未満となった理由		
実施結果の公表予定日	令和3年2月12日（金）	

## 市民意見公募手続の実施事案について

所管課名	保健福祉部 障がい福祉課
------	--------------

事案番号	12027
実施事案名	松山市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（案）
政策等を策定する趣旨、目的及び背景	<p>障害福祉サービスの事業等の基準については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）」に基づき、各自治体が条例で定めるとされています。</p> <p>この度、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に伴い、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）」等が一部改正されます（令和3年4月1日施行予定）。</p> <p>この改正に伴い、厚生労働省令の改正内容に沿って、改正するものです。</p>
策定根拠となる法令等	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）</p> <p>第80条第1項</p>
政策等の案の関係資料	<p>松山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正（案）の概要</p>

## ★意見提出期間が30日未満となった理由

--

実施結果の公表予定日	令和3年2月12日（金）
------------	--------------

## 市民意見公募手続の実施事案について

所管課名	保健福祉部 障がい福祉課	
事案番号	12028	
実施事案名	松山市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（案）	
政策等を策定する趣旨、目的及び背景	<p>障害福祉サービスの事業等の基準については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）」に基づき、各自治体が条例で定めるとされています。</p> <p>この度、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に伴い、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）」等が一部改正されます（令和3年4月1日施行予定）。</p> <p>この改正に伴い、厚生労働省令の改正内容に沿って、改正するものです。</p>	
策定根拠となる法令等	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）</p> <p>第80条第1項</p>	
政策等の案の関係資料	<p>松山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正（案）の概要</p>	
★意見提出期間が30日未満となった理由		
実施結果の公表予定日	令和3年2月12日（金）	

## 市民意見公募手続の実施事案について

所管課名	保健福祉部 障がい福祉課
------	--------------

事案番号	12029
実施事案名	松山市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（案）
政策等を策定する趣旨、目的及び背景	<p>障害福祉サービスの事業等の基準については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）」に基づき、各自治体が条例で定めることとされています。</p> <p>この度、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に伴い、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）」等が一部改正されます（令和3年4月1日施行予定）。</p> <p>この改正に伴い、厚生労働省令の改正内容に沿って、改正するものです。</p>
策定根拠となる法令等	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）</p> <p>第84条第1項</p>
政策等の案の関係資料	<p>松山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正（案）の概要</p>

## ★意見提出期間が30日未満となった理由

--

実施結果の公表予定日	令和3年2月12日（金）
------------	--------------

## 市民意見公募手続の実施事案について

所管課名	保健福祉部 障がい福祉課	
事案番号	12030	
実施事案名	松山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正(案)	
政策等を策定する趣旨、目的及び背景	<p>通所支援の事業等の基準については、「児童福祉法（昭和22年法律第164号）」に基づき、各自治体が条例で定めることとされています。</p> <p>この度、令和3年度通所支援等報酬改定に伴い、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）」が一部改正されます（令和3年4月1日施行予定）。</p> <p>この改正に伴い、厚生労働省令の改正内容に沿って、改正するものです。</p>	
策定根拠となる法令等	<p>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の15第3項第1号（法第21条の5の16第4項及び第21条の5の20第2項において準用する場合を含む。）、第21条の5の17第1項各号並びに第21条の5の19第1項及び第2項</p>	
政策等の案の関係資料	<p>松山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正（案）の概要</p>	
★意見提出期間が30日未満となった理由		
実施結果の公表予定日	令和3年2月12日（金）	